

平成20年度決算

健全化判断比率等の状況

平成21年9月 大 阪 市

平成20年度決算に基づく健全化判断比率





4指標とも早期健全化基準をクリアしています

(早期健全化基準)

<u>○実質赤字比率</u> ・・・・・ (11.25%以上)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

<u>○連結実質赤字比率</u> ・・・ _{【里字】} (16.25%以上)

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模 に対する比率

○実質公債費比率 ・・・・ 10.7% (25%以上)

一般会計等が負担する実質的な公債費(特別会計への繰出含む)の標準財政規模を基本とした額*に対する比率

<u>○将来負担比率</u> ・・・・・ 245.7% (400%以上)

特別会計・3セク等も含めて一般会計等が将来負担すべき実質的な 負債総額の標準財政規模を基本とした額*に対する比率

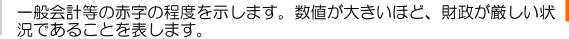
※標準財政規模から元利償還金等にかかる基準財政需要額を控除した額

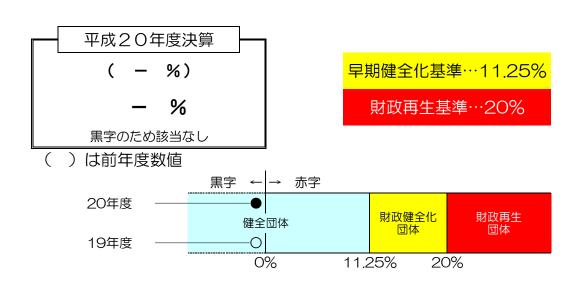
もし、早期健全化基準以上となったら…

自主的な改善による財政健全化のため、年度内に議会の議決を経て、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

☞詳細は次ページ以降

実質赤字比率





解説

平成20年度の一般会計決算は、企業収益の減少等により市税が前年度を下回ったものの、引き続き市政改革に取り組み、投資的経費の圧縮や人件費などの縮減に努めた結果、前年度並みの黒字となりました。 よって、実質赤字比率は生じていません。

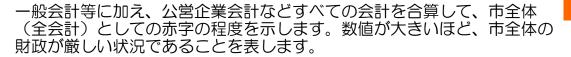
【算出方法】

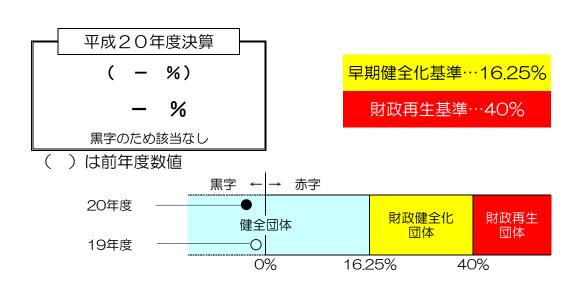
| 一般会計等の実質赤字額 |実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 | 一一一 |標準財政規模

標準財政規模とは…

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をしめすもので、本市は7,427億円になります。

連結実質赤字比率





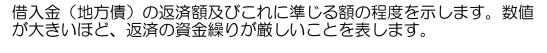
解説

国民健康保険事業会計(△364億円)や中央卸売市場事業会計(△127億円)など、実質赤字や資金不足が生じている会計があるものの、高速鉄道事業会計(354億円)や水道事業会計(298億円)など資金剰余となっている会計があるため、市全体では黒字となっています。

よって、連結実質赤字比率は生じていません。

「算出方法」 連結実質赤字 車結実質赤字額 標準財政規模

実質公債費比率



平成20年度決算

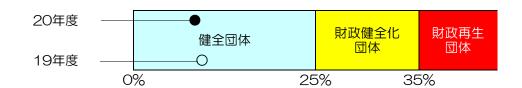
(11.8%)

10.7%

早期健全化基準…25%

財政再生基準…35%

()は前年度数値



解説

実質公債費比率は、早期健全化基準(25%)を下回っています。

前年度決算に比べ、1.1%好転していますが、主に特別会計の元利償還金の減に伴う、一般会計等の負担分(繰出金)の減によるものです。

なお、実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債の発行にあたり 総務大臣の許可が必要となりますが、本市はこの基準も下回っています。

【算出方法】

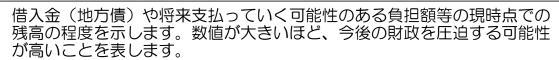
実質公債費比率(3か年平均)

(地方債の元利償還金十準元利償還金)-

(特定財源十元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率



☞内訳は6ページ

平成20年度決算

(263.8%)

245.7%

早期健全化基準…400%

)は前年度数値



解 説

将来負担比率は、早期健全化基準(400%)を下回っています。

- 前年度決算に比べ、18.1%好転していますが、主に・地方債発行の抑制により地方債残高が減少していること
- ・公社・第3セクター等の財務リスクの処理を進めていること によるものです。

【算出方法】

将来負担比率

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

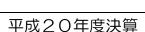
標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【参考】将来負担比率の内訳

	(単位:億円)			
		20算定額	19算定額	増△減
将来負担額(A)		42,226	43,006	△ 780
	地方債の現在高	31,022	31,230	Δ 208
	債務負担行為に基づく支出予定額	350	475	Δ 125
	公営企業債等繰入見込額	7,003	7,246	△ 243
	組合等負担等見込額	0	0	0
	退職手当負担見込額	2,558	2,650	Δ 92
	設立法人の負債額等負担見込額	1,293	1,405	Δ 112
	地方道路公社	261	301	Δ 40
	土地開発公社	0	38	△ 38
	第3セクター等	1,032	1,066	△ 34
	地方独立行政法人	0	0	0
	連結実質赤字額	0	О	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等(B)		26,879	26,431	448
	充当可能基金額	4,319	3,928	391
	特定財源見込額	9,015	8,850	165
	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入見込額	13,545	13,653	Δ 108
標準	差財政規模— 元利償還金・準元利償還金に係る (C) 基準財政需要額算入額	6,245	6,283	△ 38
将为	R負担比率(%) (A-B)/C	245.7	263.8	△ 18.1

【参考】資金不足比率

公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

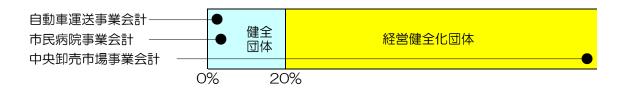


資金不足が生じている会計

自動車運送事業会計 6.0% (29.8%) 市民病院事業会計 8.8% (39.1%) 中央卸売市場事業会計198.7% (194.0%)

経営健全化基準…20%

()は前年度数値



解説

平成20年度決算で資金不足が生じている3会計のうち、中央卸売市場事業会計は、経営健全化基準(20%)を超えています。

経営健全化基準以上であるため、今後、中央卸売市場事業会計は、年度内に議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定・公表します。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

【算出方法】

資金不足比率 =

資金の不足額

事業の規模 (営業収益ー受託工事収益)

公営企業とは…

- ・自動車運送事業会計
- ・高速鉄道事業会計
- ・水道事業会計
- ・工業用水道事業会計
- ・市民病院事業会計
- ・中央卸売市場事業会計
- ・港営事業会計
- ・下水道事業会計
- ・市街地再開発事業会計
- ・食肉市場事業会計

以上10会計です。



【50音順】

一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、本市では、

- 一般会計
- ・土地先行取得事業会計
- ・母子寡婦福祉貸付資金会計
- ・心身障害者扶養共済事業会計が該当します。

元利償還金

借入金(地方債)の返済額及びその利子です。

基準財政需要額算入額

地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額です。

経営健全化基準・経営健全化団体

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の団体は「経営健全化団体」となり、自主的な改善による経営健全化のため、議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

健全化判断比率

4つの財政指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率)の総称です。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものさしであるとともに、他団体と比較することなどで、財政状況を客観的に表すことができます。

公営企業(会計)

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。 本市では、

法適用・自動車運送事業会計・・

・市民病院事業会計 ・高速鉄道事業会計

・中央卸売市場事業会計・水道事業会計

・市街地再開発事業会計

会計・港営事業会計

・工業用水道事業会計・下水道事業会計

・食肉市場事業会計が該当します。

公営企業債繰入見込額

法非適用

特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額です。



【50音順】

財政再生基準・財政再生団体

自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図る べき基準で、法律で定められています。(将来負担比率には、財政再生基準はありませ **ん。**)

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の団体は「財政再生団体」となり、議会 の議決を経て、「財政再生計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状 況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。 なお、「財政再生計画」については、国と同意の協議を行うなど、国の関与による確実

な再生を目指すことになります。

債務負担行為に基づく支出予定額

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、複数年度にまたがる事業の将来にわたる支 払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束するものを債務負担行為といい、 そのうち今後支出することが見込まれる額です。

資金不足

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定しています。 法適用企業 …流動負債一流動資産 法非適用企業…形式収支一翌年度に繰り越すべき財源

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に 繰り越すべき財源を控除した額です。

充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金、預金、国債、地方債の合計額 で、貸付金及び不動産等は含まれていません。

準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるも のです。

早期健全化基準・財政健全化団体

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の団体は、「財政健全化団体」とな り、自主的な改善による財政健全化のため、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を策 定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表するこ ととなります。

特定財源

使い道が特定されている財源で、市営住宅の家賃収入や都市計画税などがあります。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をしめす ものです。